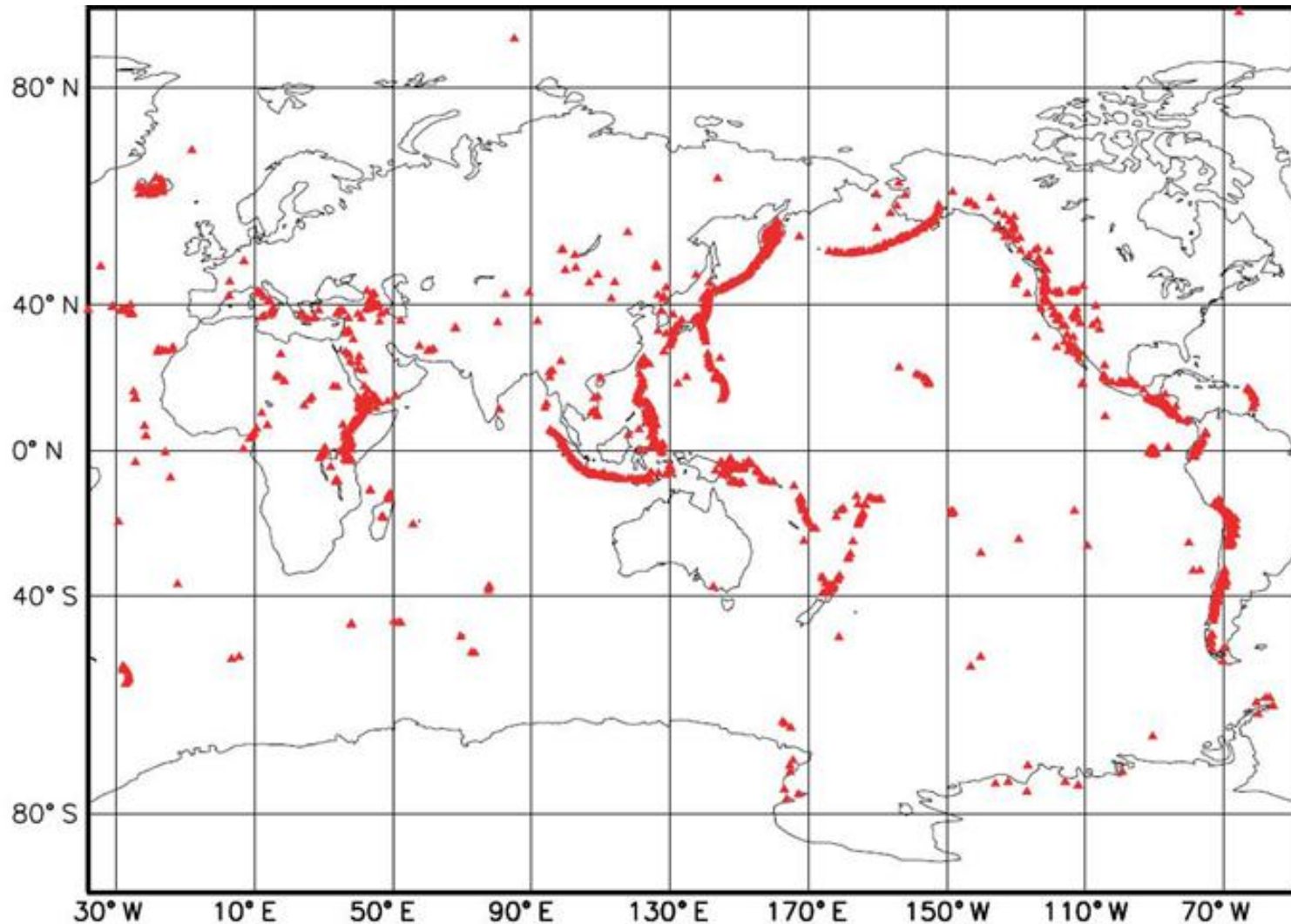
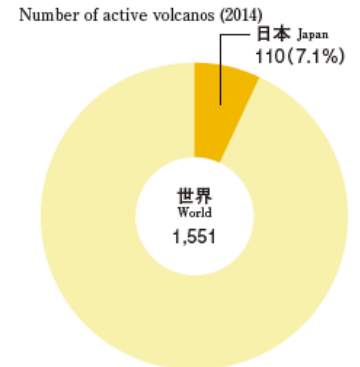


# 世界の火山分布状況



活火山数 (2014年現在)



出典：防災白書 Source: White Paper on Disaster Management

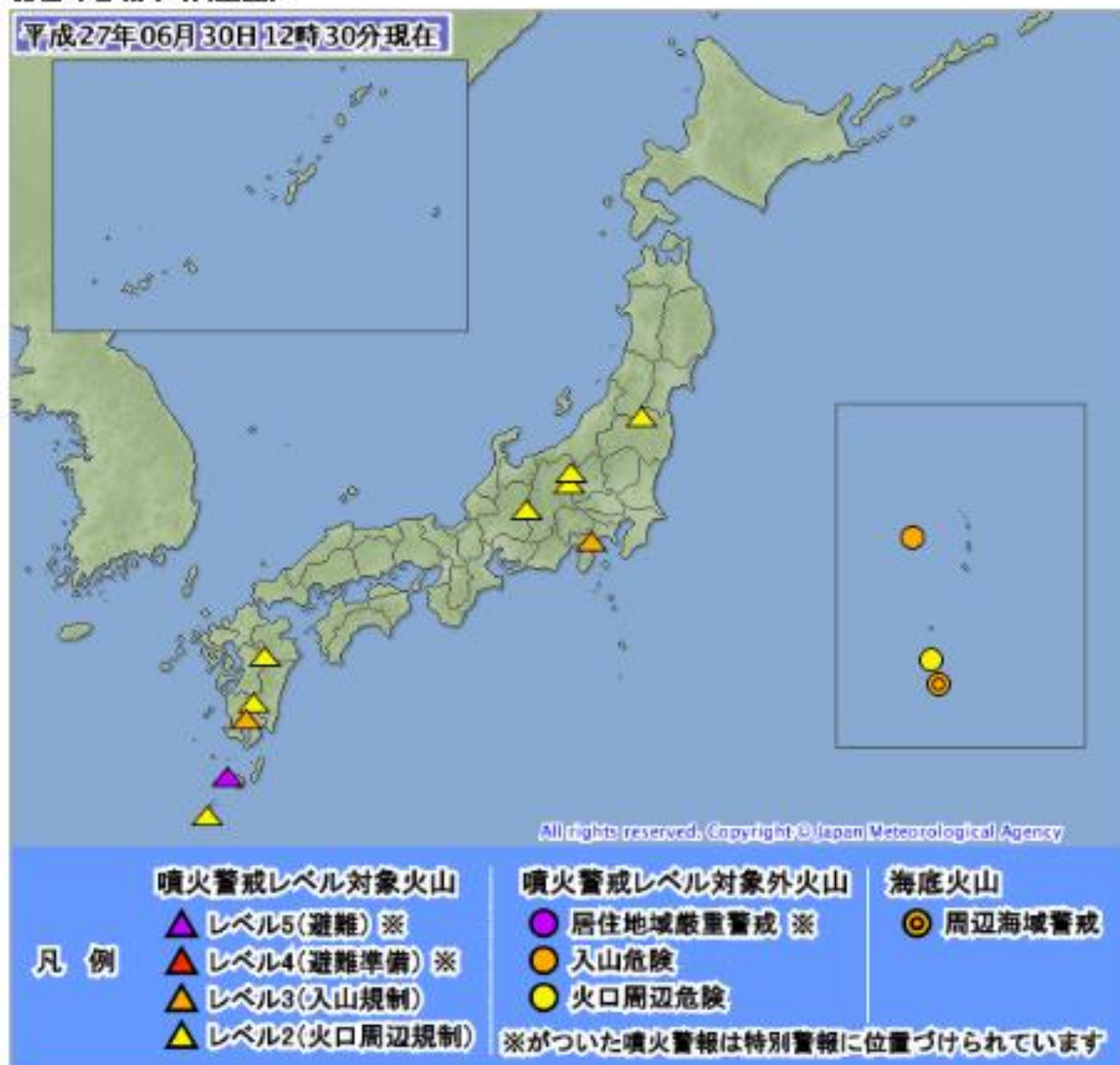
(注) 火山は過去概ね1万年間に活動のあったもの。

スミソニアン自然史博物館(アメリカ)のGlobal Volcanism Programによる火山データをもとに、気象庁において作成。



# 我が国における火山活動状況

## 現在の警報事項(全国)



	噴火警報・予報	キーワード	火山名	発表日時
1	噴火警報(居住地域)	噴火警戒レベル5(避難)	口永良部島	平成27年05月29日10時07分
2	噴火警報(火口周辺)	噴火警戒レベル3(入山規制)	箱根山	平成27年06月30日12時30分
3	噴火警報(火口周辺)	噴火警戒レベル3(入山規制)	桜島	平成24年03月21日11時00分
4	噴火警報(火口周辺)	入山危険	西之島	平成27年02月24日18時00分
5	噴火警報(火口周辺)	噴火警戒レベル2(火口周辺規制)	御嶽山	平成27年06月26日17時00分
6	噴火警報(火口周辺)	噴火警戒レベル2(火口周辺規制)	浅間山	平成27年06月11日15時30分
7	噴火警報(火口周辺)	噴火警戒レベル2(火口周辺規制)	吾妻山	平成26年12月12日15時00分
8	噴火警報(火口周辺)	噴火警戒レベル2(火口周辺規制)	阿蘇山	平成26年08月30日09時40分
9	噴火警報(火口周辺)	噴火警戒レベル2(火口周辺規制)	草津白根山	平成26年06月03日18時00分
10	噴火警報(火口周辺)	噴火警戒レベル2(火口周辺規制)	霧島山(新燃岳)	平成25年10月22日18時00分
11	噴火警報(火口周辺)	噴火警戒レベル2(火口周辺規制)	諏訪之瀬島	平成19年12月01日10時06分
12	噴火警報(火口周辺)	火口周辺危険	硫黄島	平成19年12月01日10時01分
13	噴火警報(周辺海域)	周辺海域警戒	福徳岡ノ場	平成19年12月01日10時02分

# 口永良部島噴火災害における消防機関の活動について

## 被害の状況

平成27年5月29日9時59分頃、鹿児島県口永良部島で爆発的噴火が発生。気象庁は、同日10時07分、噴火警戒レベルを3(入山規制)から5(避難)に引き上げ。

○ 人的被害：死者・行方不明者なし、傷病者2名

## 消防庁の対応

- 災害対策本部を設置(5月29日10時07分)。
- 鹿児島県知事からの出動要請を受け、消防組織法に基づき、消防庁長官から高知県、宮崎県、福岡市消防局の消防防災ヘリ3機、福岡市消防局(指揮支援部隊)に対して緊急消防援助隊の出動の求めを実施。
- 現地活動支援のため、鹿児島県庁に消防庁職員2名を派遣。

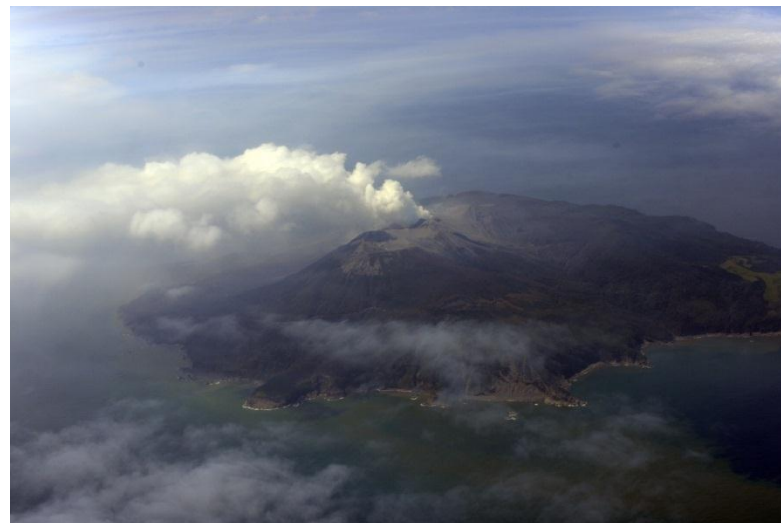
## 消防機関の活動

- 鹿児島市消防局の先遣隊7名が出動し、避難住民の傷病者の有無等を確認。
- 熊毛地区消防組合消防本部及び地元消防団が島民の避難誘導等を実施。
- 熊毛地区消防組合消防本部の救急隊が傷病者2名(鹿児島県防災ヘリが屋久島町まで搬送した傷病者)を医療機関へ搬送(5月29日)。
- 島内の防火防犯活動のため、熊毛地区消防組合消防本部及び地元消防団等計29名が一時入島(6月1日)。
- 島内の停電復旧作業等(九州電力・気象庁)の支援のため、熊毛地区消防組合消防本部及び地元消防団計10名が活動(6月4日)。

## 島外避難の状況

- 島内住民及び滞在者合計137名は全員島外に避難済(5月29日)。

町営フェリーで避難	125名	鹿児島県防災ヘリで避難	3名
海上保安庁ヘリで避難	6名	自己所有船で避難	3名
- 避難先は、屋久島町内の3か所の避難所のほか、屋久島町や本土等の親戚、ホテル等。



口永良部島噴火状況 (写真:国土地理院)



地元消防による避難活動 (写真:屋久島町)

# 御嶽山噴火災害における消防機関の活動について

## 被害の状況

※消防庁被害報第37報(平成26年10月23日15時00分現在)

平成26年9月27日11時52分頃、長野県御嶽山で大規模な噴火が発生。

○ 人的被害：死者57名、負傷者69名、行方不明者6名

## 消防機関の活動

○ 緊急消防援助隊・長野県内応援消防本部・関係機関(警察・自衛隊・DMAT等)が、地元消防本部(木曾広域消防本部、下呂市消防本部)及び消防団と連携し、御嶽山山頂付近などで救助活動を展開。

○ 消防機関による救助・搬送者数：86名(9月27日～10月17日)

## 緊急消防援助隊の活動

### 1 出動状況

○ 発災後、長野県知事の要請を受け、消防組織法に基づき、1都3県(東京都、愛知県、静岡県、山梨県)から緊急消防援助隊が直ちに出動。その後、捜索活動の体制強化を図るため、新たに2県(富山県、岐阜県)に出動を要請。

○ 9/27～10/17(21日間):延べ1,049隊、4,332人が活動。

	緊急消防援助隊	長野県			岐阜県			合計
		木曾広域消防本部	県内応援消防本部	消防団	下呂市消防本部	県内応援消防本部	消防団	
活動人員数ピーク時 9月28日(日)	約210名	約60名	約100名	約70名	約10名	約10名	約10名	約470名
延べ人員数 (9月27日～10月17日)	約4,332名	約2,865名			約45名			約7,242名

### 2 活動状況

- 山頂付近などで救助・検索及び搬送活動を実施。
- 削岩機、ハンマードリル、スコップ等の救助資機材により救助を実施。
- 東京消防庁ヘリ(消防庁ヘリ・ヘリサット)による情報収集を実施。

### 3 安全管理

- 火山ガス検知器や防毒マスク等を活用し、隊員の安全管理を実施。
- 気象庁からの火山性微動や降雨等の重要情報を、逐次、隊員へ連絡。
- 急峻な山道での体力消耗や疲労による事故を防ぐため、自衛隊ヘリ(CH-47、UH-60)による救助隊の輸送を実施。



担架による負傷者搬送



御嶽山 噴火状況



火山性ガスを検知する救助隊



急斜面におけるロープを活用した救助活動



救助検索活動



自衛隊大型ヘリ(CH-47)による救助隊の輸送

# 火山防災対策に係る消防庁の取組(火山における捜索・救助活動等について)

## 緊急消防援助隊の活動

### 1 出動状況

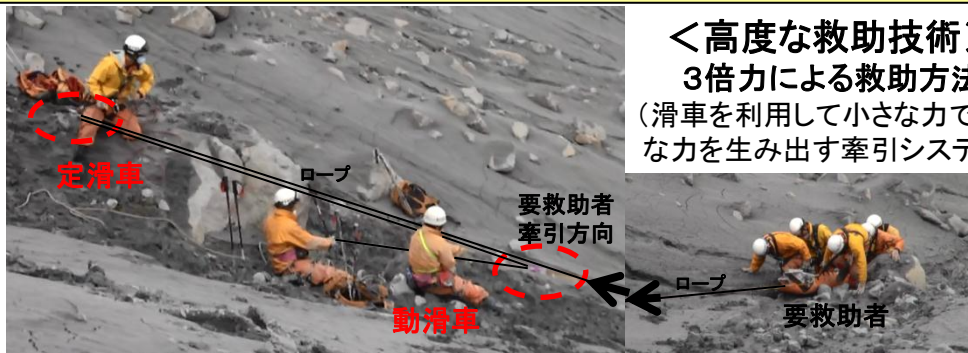
- 長野県知事の要請を受け、消防組織法に基づき、1都3県(東京都、愛知県、静岡県、山梨県)から緊急消防援助隊が直ちに  
出動。その後、捜索活動の体制強化を図るため、新たに2県(富山県、岐阜県)を追加。
- 9/27~10/17(21日間):延べ1,049隊、4,332人が活動。(活動のピーク:10月16日、73隊、304名)

### 2 活動状況

- 山頂付近などで、ハンマードリル、スケッドストレッチャー等の救助資機材を活用して、捜索救助、搬送等の活動を実施。
- 東京消防庁ヘリ(消防庁ヘリ・ヘリサット)による情報収集を実施。

### 3 安全管理

- 火山ガス検知器や防毒マスク等を活用し、隊員の安全管理を実施。
- 急峻な山道での体力消耗や疲労による事故を防ぐため、自衛隊ヘリにより救助隊の輸送。
- 気象庁からの火山性微動や降雨等の重要情報を、逐次、隊員へ連絡。



＜高度な救助技術＞  
3倍力による救助方法  
(滑車を利用して小さな力で大きな力を生み出す牽引システム)



＜負傷者に配慮した担架搬送＞



＜安全確保のための火山性ガス検知＞

## 無償使用による資機材配備(H26年度補正予算)

御嶽山噴火災害において有用であった資機材を常時観測火山の所在する都道府県内の特別高度救助隊及び高度救助隊に各1式配備

- 化学剤検知器  
隊員の安全確保のため、有毒ガスを検知
- 火山対応型山岳救助資機材セット  
効率的な救助活動を実現するために活用した樹脂製軽量救助担架、火山性ガス検知器、防毒マスク等

- 火山対応型山岳救助資機材セット
- 化学剤検知器



樹脂製軽量救助担架

防毒マスク

# 火山噴火に関して緊急に行う主な被害防止対策

平成26年9月の御嶽山噴火では、火口周辺で多くの登山者が被災し、我が国の火山防災対策に関する様々な課題が整理されているところである。今回の噴火を教訓に、こうした火山災害を二度と起こさないよう、改めて、関係府省庁において以下の主な取組みを緊急に行う。

火山噴火予知連絡会の検討会（気象庁）及び測地学分科会地震火山部会（文部科学省）の検討を踏まえて、中央防災会議 防災対策実行会議「火山防災対策推進ワーキンググループ」において検討  
(平成26年度末とりまとめ)

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 【論点】・火山監視観測体制   | ・火山防災情報の伝達          |
| ・火山噴火からの適切な避難方策 | ・火山防災教育や火山に関する知識の普及 |
| ・火山専門家の知見の活用、育成 |                     |

## ★ 緊急の取組 ★

- ◎**緊急調査の実施**（関係地方公共団体に対して既に実施中、平成26年11月上旬とりまとめ）
  - ・常時観測47火山における災害情報伝達手法、避難施設（退避壕・退避舎等）の整備状況・計画等に係る緊急調査
- ◎**常時観測47火山全てにおける火山防災協議会の設置**（平成26年度内）
  - ・各火山防災協議会への国の職員の参画や、火山防災協議会等連絡・連携会議の定期的な開催などを通じ、各火山地域への働きかけを強化（現在33火山に設置済）
- ◎**登山者や旅行者に対する適切な情報提供と安全対策**
  - ・登山者等に対する火山防災情報の提供のあり方を検討（平成26年度内）した上で、確実かつ迅速な情報伝達のため、携帯電話やサイレン等多様な手段の整備促進
  - ・ホームページや旅行業者等を通じて、安全確保に必要な最新の火山防災情報を登山者や旅行者に提供するとともに、御嶽山噴火に関しての風評被害を防止するための正確な情報を発信（既に実施中）
  - ・火山における登山届の位置づけの明確化について地方公共団体に働きかけ（平成26年度内）
- ◎**火山観測体制の強化等**（火山噴火予知連絡会の検討会（気象庁）で平成26年11月に緊急提言）  
(測地学分科会地震火山部会（文科省）で基本的な考え方を平成26年11月にとりまとめ）
  - ・御嶽山噴火に関する総合調査、御嶽山の火山活動の推移を把握するための観測強化
  - ・火口付近への観測施設増強の検討
  - ・常時観測が必要な火山の見直し

## ★ 中期的な取組 ★

- ◎**避難施設の整備、救助体制の強化**
  - ・登山者等の安全確保のため、地方公共団体における退避壕等の整備に対する支援拡充
  - ・火山災害現場での救助・情報収集に必要な装備等の充実強化
  - ・山岳救助活動のあり方に関する検討
- ◎**火山観測体制の更なる強化と調査研究の推進**（火山噴火予知連絡会の検討会（気象庁）で平成26年度末とりまとめ）  
(測地学分科会地震火山部会（文科省）で基本的な考え方をとりまとめ）
  - ・水蒸気噴火をより早期に把握できる手法の開発
  - ・火山災害の軽減に貢献する研究の充実及び研究人材の育成方策を検討
  - ・地震・火山観測施設のうち更新が必要な施設への計画的な対応

## ★ 継続的な取組 ★

- ◎**火山災害に対する防災教育の推進**
  - ・山岳協会等と連携した、登山者に対する防災教育の実施に向けた検討
  - ・指導方法の開発や防災アドバイザーの派遣等、学校における実践的な安全教育への支援を、火山地域においても重点的に実施
- ◎**火山防災訓練の推進**
  - ・複数の地方公共団体や火山防災協議会メンバーが連携した訓練
  - ・火山ハザードマップに即した訓練
  - ・住民のみならず登山者や旅行者への迅速な情報伝達体制を確認する訓練

# 御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について(報告)【概要版】



平成27年3月26日  
中央防災会議 防災対策実行会議  
火山防災対策推進WG

## ○御嶽山噴火 (H26.9.27) 死者 57名、行方不明者 6名 (H27.3現在)

多くの登山者が被災した戦後最悪の火山災害 火山監視・観測体制、火山防災情報伝達、専門育成等の課題が顕在化

- ◎火山と共生していくためには、日頃から火山の恩恵を享受する一方で、噴火時等には迅速な避難などの防災行動が必要となり、そのためには、火山や噴火災害についての理解を深めておくことが重要。
- ◎頻りに噴火している火山は多くないため、噴火の経験がある行政職員や地域住民はごく限られる。
- ◎噴火に伴う現象の種類や噴火の規模は多様であることから、火山防災対策を推進するためには、火山ごとに詳細な調査・研究に基づいた検討を行う必要があるが、火山研究者の人数は十分でなく、火山防災に資する研究は必ずしも進んでいない。

火山噴火予知連絡会(気象庁)  
火山観測体制等に関する検討会  
火山情報の提供に関する検討会  
\*H27. 3. 26 とりまとめ

科学技術・学術審議会 地震火山部会(文科省)  
「御嶽山の噴火を踏まえた火山観測研究の課題と対応について」  
H26. 11 とりまとめ

中央防災会議  
火山防災対策推進WG  
「御嶽山噴火を踏まえた  
今後の火山防災対策の推進」  
とりまとめ

## 1. 火山防災対策を推進するためのしくみについて

- ①国による火山防災対策の基本方針の策定
- ②火山防災協議会の設置と、協議会における避難計画等作成について位置づけを明確化
- ③火山防災対策の立案と、それに資する監視観測・調査研究体制を強化するため、関係機関の連携強化や、より一体的な火山防災推進体制の整備
- ④WGで提言した取組のフォローアップを継続して実施  
内閣府に「火山防災対策推進検討会議」を設置して継続的に検討

## 2. 火山監視・観測体制について

- (1) 火山監視・観測体制の強化
  - ①観測施設整備機関どうしの相互の協力・補完および観測データの一層の共有化を推進し、火山監視・観測体制を強化
  - ②常時観測47火山に八甲田山、十和田、弥陀ヶ原を追加して50火山とし、監視・観測体制を速やかに構築
- (2) 水蒸気噴火の兆候をより早期に把握するための観測体制
  - ①火口付近の観測施設の緊急整備、および兆候をより早期に把握するための技術開発
  - ②機動観測の実施体制の強化、速やかな現地調査の実施および観測機器設置のための調整
  - ③日頃山を見ている人から情報収集するネットワーク強化のため、火山防災協議会において「火山情報連絡員制度」を整備

## 3. 火山防災情報の伝達について

- (1) わかりやすい情報提供
  - ①噴火警戒レベルの引上げや引下げの基準の精査および公表による速やかな引上げ・レベル引上げの基準に至らない場合、直ちに火山機動観測班による緊急観測を実施し、できる限り速やかにレベルを引き上げるか否かについて判断
  - ②変化が観測された段階での活動変化状況及び緊急観測実施の公表(臨時の解説情報)  
・臨時の解説情報に盛り込むべき内容や、情報伝達方法、地元関係機関の「火山防災対応手順」等についてあらかじめ火山防災協議会において検討
  - ③噴火警戒レベル1のキーワードを「平常」から「活火山であることに留意」に変更
  - ④噴火発生の情報(噴火速報)の迅速な提供および伝達手段の検討
  - ⑤火山を訪れる者が事前に火山の状況を容易に確認できるよう、火山登山者向け情報提供のHPを充実させるとともに、活動に変化があった火山が一目で分かる一覧を掲載
- (2) 情報伝達手段の強化
  - ①情報伝達手段の多様化(防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、山小屋等を介した情報伝達等)
  - ②携帯端末を活用した情報伝達の充実のため、緊急速報メールの活用や電波通信状況の改善、エリアマップの登山者等にわかりやすい公表
  - ③旅行者に対する情報伝達について観光施設等を通じた情報伝達  
(観光・宿泊施設や駅のターミナル等におけるブッシュ型の情報提供等)

## 4. 火山噴火からの適切な避難方策等について

- (1) 退避壕・退避舎等の避難施設の整備のあり方  
退避壕・退避舎の効果や設置に関する考え方、設計における留意点等について整理した「退避壕・退避舎等整備ガイドライン」を作成
- (2) 登山者、旅行者を対象とした避難体制のあり方
  - ①火山防災協議会で必要性を勘案し、適宜登山届制度を導入(導入の際はITを用いた仕組みの活用)
  - ②山小屋や山岳ガイド等との連携により情報収集・伝達体制の整備、避難・救助対策の検討  
防災訓練の実施を推進。状況に応じて山小屋への通信機器やヘルメットの配備支援を検討
  - ③集客施設が参画する観光関係団体の協議会参画及び集客施設等による避難確保計画作成
- (3) 火山防災訓練の推進  
火山防災協議会メンバーの連携による登山者等を想定した火山防災訓練の実施

## 5. 火山防災教育や火山に関する知識の普及について

- (1) 火山防災に関する学校教育
  - ①次期学習指導要領の改訂に向けた全体の議論の中で、防災教育の在り方について検討
  - ②火山地域の学校における実践的な防災教育への支援の充実(出前講座、パンフ作成等)
- (2) 登山者、旅行者、住民等への啓発
  - ①登山者は、情報の収集、必要な装備等の確保、登山届の提出等自身に責任を持つ
  - ②旅行者への啓発としてビジターセンター・ジオパーク等の活用、旅行者、交通事業者を通じた啓発を実施(旅行者等に対する研修会開催、旅行者への説明パンフ作成等)
  - ③地域住民等、広く一般への啓発として、火山防災マップの配布や説明の機会等を通じた火山防災の意識高揚。地域における自主防災組織や防災リーダーの育成を実施  
(火山防災エキスパート制度等の活用、火山砂防フォーラム等の講演会、勉強会の開催等)

## 6. 火山研究体制の強化と火山研究者の育成について

- (1) 重点研究火山について  
現状の16火山に、御嶽山、雌阿寒岳、十和田、蔵王山、吾妻山、那須岳、弥陀ヶ原、焼岳、九重山を加え25火山とし、重点的に観測・研究を実施
- (2) 火山防災のための火山研究者の知見の活用と育成について
  - ①火山監視・評価体制の強化について、明確な火山活動評価を行うための火山研究者の知見の活用、および気象庁職員の火山活動評価力を向上させるための技術研修の実施
  - ②火山防災対策の強化について、「火山防災対策推進検討会議」での検討・調整を通して火山専門家の火山防災協議会への積極参加を推進、また、協議会への各種支援策の検討、協議会に参画する火山専門家の連絡・連携会議の設置を実施
  - ③火山研究体制の強化について、プロジェクト研究を通じたポスドク人材等の確保・育成、火山研究分野全体の活性化を進めるとともに、これらについて具体的な検討の場を設置



# 退避壕・退避舎の整備状況

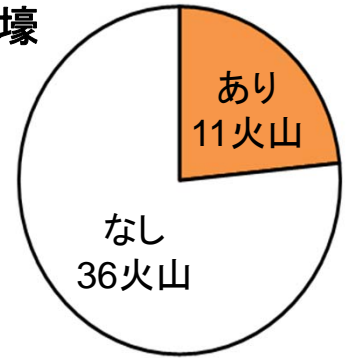
平成27年1月19日火山防災対策推進WG(第2回)資料

(都道府県を対象とした消防庁による調査に基づく)

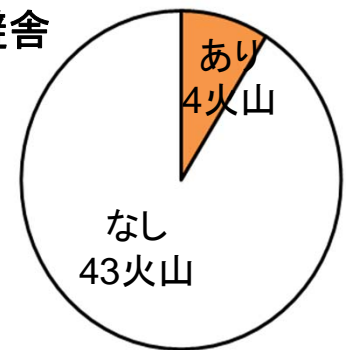
※ 調査団体数 23都道府県 159市町村

	火山名	関係都道府県	退避壕		退避舎	
			施設数	設置主体	施設数	設置主体
1	アトサヌブリ	北海道				
2	雌阿寒岳	北海道				
3	大雪山	北海道				
4	十勝岳	北海道				
5	樽前山	北海道				
6	倶多楽	北海道				
7	有珠山	北海道	1	民間		
8	北海道駒ヶ岳	北海道				
9	恵山	北海道				
10	岩木山	青森県				
11	秋田焼山	秋田県				
12	岩手山	岩手県				
13	秋田駒ヶ岳	秋田県・岩手県				
14	鳥海山	秋田県・山形県				
15	栗駒山	秋田県・岩手県 宮城県				
16	蔵王山	山形県・宮城県				
17	吾妻山	山形県・福島県				
18	安達太良山	福島県				
19	磐梯山	福島県				
20	那須岳	福島県・栃木県				
21	日光白根山	栃木県・群馬県				
22	草津白根山	群馬県・長野県	13	4=群馬県 9=市町村		
23	浅間山	群馬県・長野県	4	市町村		
24	新潟焼山	新潟県・長野県	1	市町村		
25	焼岳	長野県・岐阜県				
26	乗鞍岳	長野県・岐阜県				
27	御嶽山	長野県・岐阜県				
28	白山	岐阜県・石川県 福井県				
29	富士山	山梨県・静岡県 神奈川県				
30	箱根山	神奈川県・静岡県				
31	伊豆東部火山群	静岡県				
32	伊豆大島	東京都	11	市町村	1	東京都
33	新島	東京都				
34	神津島	東京都				
35	三宅島	東京都			1	市町村
36	八丈島	東京都				
37	青ヶ島	東京都				
38	硫黄島	東京都				
39	鶴見岳・伽藍岳	大分県				
40	九重山	大分県				
41	阿蘇山	熊本県	15	不明		
42	雲仙岳	長崎県	1	長崎県	1	長崎県
43	霧島山	宮崎県・鹿児島県	7	市町村		
44	桜島	鹿児島県	37	市町村	20	市町村
45	薩摩硫黄島	鹿児島県				
46	口永良部島	鹿児島県	17	市町村		
47	諏訪之瀬島	鹿児島県	3	市町村		
合計			110	都道府県:5 市町村:89 民間:1 不明:15	23	都道府県:2 市町村:21

## ○退避壕



## ○退避舎



### 【退避壕の例】



### 【退避舎の例】



### 【退避壕・退避舎整備に関する地方公共団体の意見】(消防庁聞き取り)

- 施設整備について: 施設の必要性や施設整備にあたっての、場所・構造・機能など専門的知見が必要(2団体)
- 財源の確保について: 施設整備には、ヘリでの資材搬送等多額の経費がかかるため、市町村単独では困難(4団体)
- 関係機関との協議について: 国立公園、国定公園、国有林野のため、関係機関との協議が必要(5団体)
- 設置主体について: 国立公園内等は、地方公共団体ではなく、国が整備すべき(3団体)
- その他: 既存のレストハウスや避難小屋が鉄筋コンクリート造のため、避難施設として活用可能(2団体)

# 火山防災対策に係る消防庁の取組(シェルター整備について)

## 【消防防災施設整備費補助金(H27年度:15.8億円)の内数】

補助対象施設として、活動火山対策避難施設(退避壕、退避舎及びヘリコプター離着陸用広場)が規定されており、当該施設を整備する地方公共団体に対し、整備に要する費用の一部を補助。  
(補助率)

補助対象事業費の1/3(活動火山対策特別措置法第3条(改正後第14条)の避難施設緊急整備計画に掲げる施設は1/2へ嵩上げ)

## 【緊急防災・減災事業債(H27年度:5,000億円)の内数】

活動火山対策避難施設(退避壕、退避舎等)を整備する事業も対象事業として平成27年度から追加。新設だけでなく、施設の補修・改修に係る事業であって、山小屋(民間施設除く)等既存施設の延命化や機能強化に資する事業に要する経費も対象。

(財政措置)

- ・地方債の充当率:100%
- ・交付税措置:元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

(事業年度)

- ・平成26年度から平成28年度(平成29年度以降の取扱いについては事業の実施状況等を踏まえて検討)

消防防災施設整備費補助金  
補助実績 退避壕例



小諸市 浅間山

御嶽山の噴火の教訓、火山防災対策の特殊性等を踏まえ、活動火山対策の強化を図るため、火山地域の関係者が一体となった警戒避難体制の整備等所要の措置を講ずる。

## 1. 改正の背景

- 明瞭な前兆がなく突如噴火する場合もあり、住民、登山者等様々な者に対する迅速な情報提供・避難等が必要（御嶽山噴火の教訓）
- 火山現象は多様で、かつ、火山ごとの個性（地形や噴火履歴等）を考慮した対応が必要なため、火山ごとに、様々な主体が連携し、専門的知見を取り入れた対策の検討が必要

## 2. 法律案の概要

### 国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定

#### ○火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備

##### 火山災害警戒地域の指定

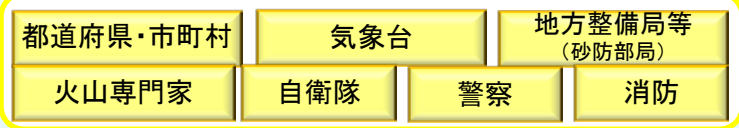
警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を国が指定（常時観測火山周辺地域を想定）

##### 火山防災協議会

…関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討

- ・ 都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置（義務）

必須構成員



必要に応じて追加

- 観光関係団体 等
- ※他、環境事務所、森林管理局、交通・通信事業者等。集客施設や山小屋の管理者も可。

##### 協議事項

- ・ 噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議

##### 噴火シナリオ

※噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列に整理したもの

##### 火山ハザードマップ

※噴火に伴う現象が及ぼす範囲を地図上に示したもの

##### 噴火警戒レベル

※噴火活動の段階に応じた入山規制、避難等

##### 避難計画

※避難場所、避難経路、避難手段等を示したもの

#### 【協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に記載（義務）】

##### 【都道府県】

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（都道府県内）
2. 右の2、3を定める際の基準
3. 避難・救助に関する広域調整 等

##### 【市町村】

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（市町村内）
2. 立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等（噴火警戒レベル）
3. 避難場所・避難経路
4. 集客施設・要配慮者利用施設の 名称・所在地
5. 避難訓練・救助 等

#### 【市町村長の周知義務】

火山防災マップの配布等により、避難場所等、円滑な警戒避難の確保に必要な事項を周知

#### 【避難確保計画の作成義務】

集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）や要配慮者利用施設の管理者等による計画作成・訓練実施

#### ○火山研究機関相互の連携の強化、火山専門家の育成・確保

#### ○自治体や登山者等の努力義務

- ・自治体による登山者等の情報把握の努力義務を新たに規定
- ・登山者等の努力義務（火山情報の収集、連絡手段の確保等）を新たに規定